

誓 約 書

令和 年 月 日

福 智 町 長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

㊞

福智町発注の建設工事、委託業務、物品等の競争入札及び見積参加業者として指定を受けたうえは、福智町財務規則、その他の関係法規はもとより、契約条項、指示事項を厳守することを誓約するとともに、下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合、又は、「福智町建設工事等入札参加者の指名停止要綱」別表各号に該当することが判明した場合には、当該事実に関して貴町が行なう一切の措置（契約解除、違約金並びに損害賠償の請求、競争入札参加資格の取り消し、指名停止等）について一切異議の申し立てを行いません。

なお、福智町一般競争（指名競争）入札等参加資格の確認のため、貴町が福岡県警察本部に照会することについて承諾いたします。

記

- 1 競争入札又は見積において公正な執行を妨げません。また、公正な価格の成立を害し、若しくは、不正の利益を得るために連合しません。
- 2 他の業者の契約履行に際し、直接又は間接に妨げません。
- 3 私(当社及び当社の役員等（注）)は、次のいずれかに該当する者ではありません。（暴力団排除条項）
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（密接交際）
 - ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 4 前記 3 に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。
- 5 前記 3 に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 6 福智町建設工事等入札参加者の指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けている者及び前記 3 に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）としません。
- 7 前記 3 に該当する者を下請負人としていて、福智町から当該下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。
- 8 契約の履行に当たり、不正の行為を行いません。
- 9 監督または検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げません。
- 10 福智町発注の建設工事、委託業務、物品の受注に際し、関係書類等を誠実に提出します。
- 11 上記のほか、福智町財務規則・契約約款・建設業法等の関係法令・その他の関係法規等を誠実に遵守します。

注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表するもので役員以外の者」をいう。

※ 上記 3 の暴力団排除条項の解釈については、別紙にてご確認ください。

暴力団排除条項(工事請負契約約款第 48 条の 3 第 1 項各号)の解釈について

(1)暴力団排除条項(第 48 条の 3) 第 1 項第 3 号及び第 4 号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2)暴力団排除条項(第 48 条の 3) 第 1 項第 8 号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<工事請負契約約款 抜粋>

(暴力団排除条項)

(発注者の催告によらない解除権)

第 48 条の 3 発注者は、福岡県からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 二 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 四 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 七 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 八 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 発注者は、第 7 条の 3 第 2 項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 55 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、前条の規定により賠償金を徴した場合は、その額を控除した額とする。

- 三 第 47 条、第 48 条、第 48 条の 2 又は第 48 条の 3 の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- 一 第 47 条、第 48 条、第 48 条の 2 又は第 48 条の 3 の規定により、工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(下請負人の通知)

第 7 条 発注者は、受注者に対して、下請負人（一次下請及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第 7 条の 3 受注者は、福岡町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成 19 年 4 月 12 日告示第 65 号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第 48 条の 3 第 1 項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

- 2 受注者が第 48 条の 3 第 1 項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約等（一次下請若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約等をいう。以下同じ。）の解除（受注者が当該下請契約等の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 3 下請契約等が解除されたことにより生じる下請契約等の当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。